

2021年度

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／

自動運転（システムとサービスの拡張）／

東京臨海部におけるネットワーク経由での信号情報提供の実験環境の構築」

に係る公募説明会資料

- ◆SIP第2期自動運転（システムとサービスの拡張）全体概要
- ◆公募概要

この資料は、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／東京臨海部におけるネットワーク経由での信号情報提供の実験環境の構築」への応募をご検討されている事業者のみなさまに最低限必要な重要情報を記載しております。

応募に際しては、公募要領をはじめとする関係書類を熟読してください。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
ロボット・AI部

# 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期 ／自動運転（システムとサービスの拡張）

## 全体概要

## 【社会的意義】

### 道路交通における安心・安全の確保

- 交通事故の低減  
交通事故死者低減目標  
2017年3,694人→2,500人以下に
- 交通渋滞の削減



### 少子高齢化・生産性革命への対応

- 地域の移動手段の確保
- 人手（ドライバー）不足の解消 等

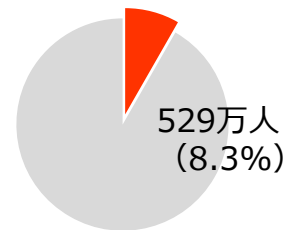


## 【産業的意義】

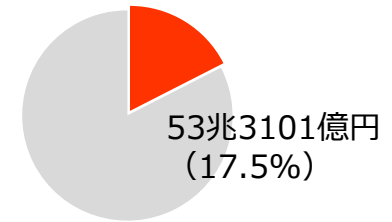
### 自動車産業の競争力強化

自動車製造業の出荷額：主要製造業の約2割

就業人口



製造品出荷額



### 新たな産業の創出



車載センサー  
(カメラ、レーダー等)



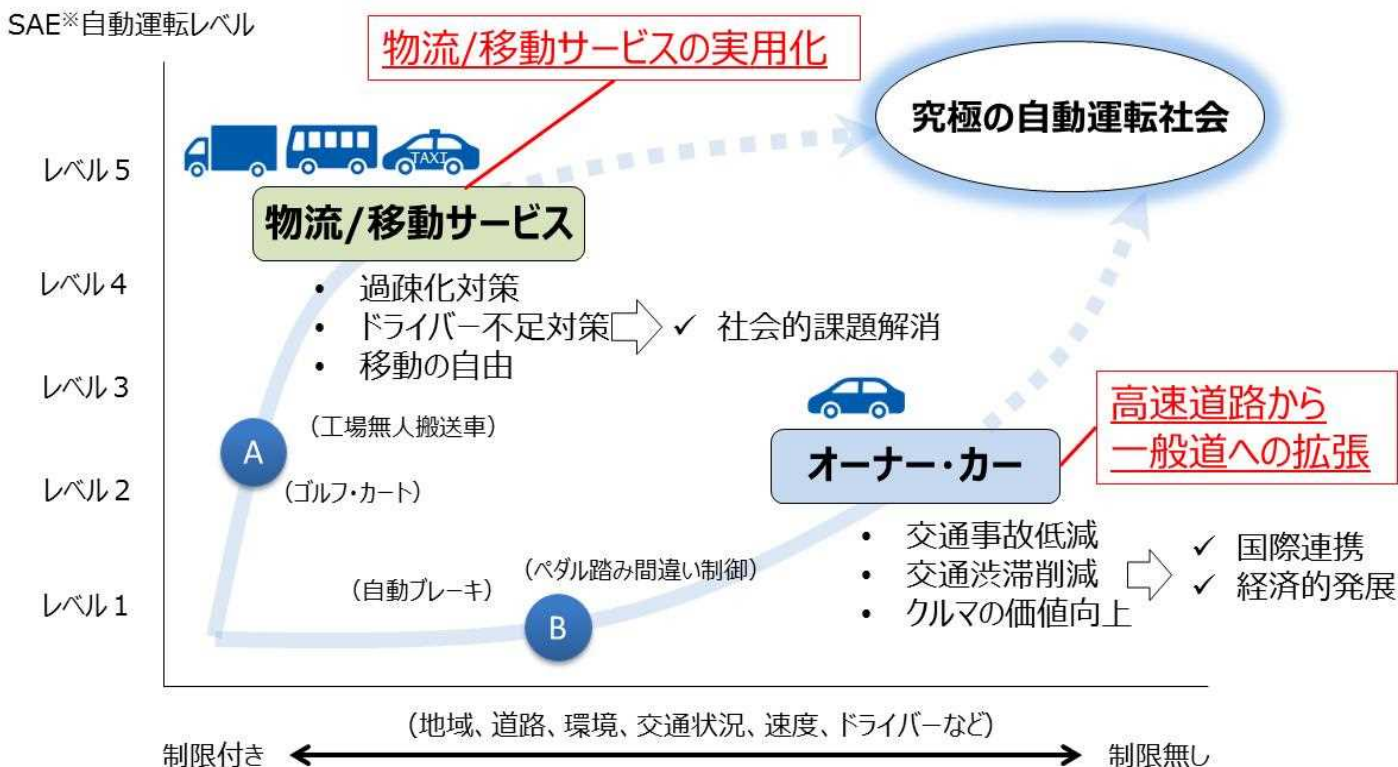
通信機器



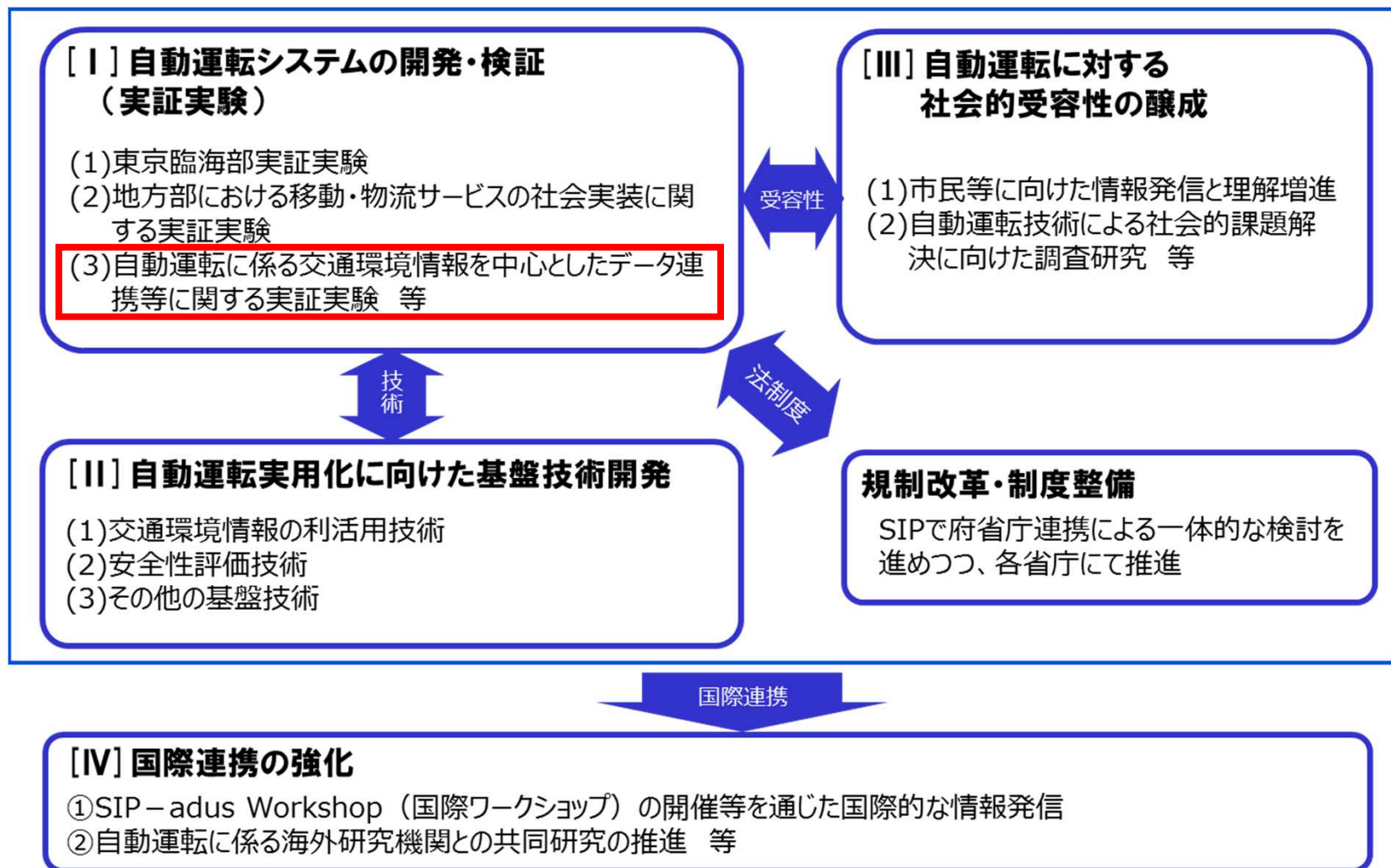
デジタルインフラ

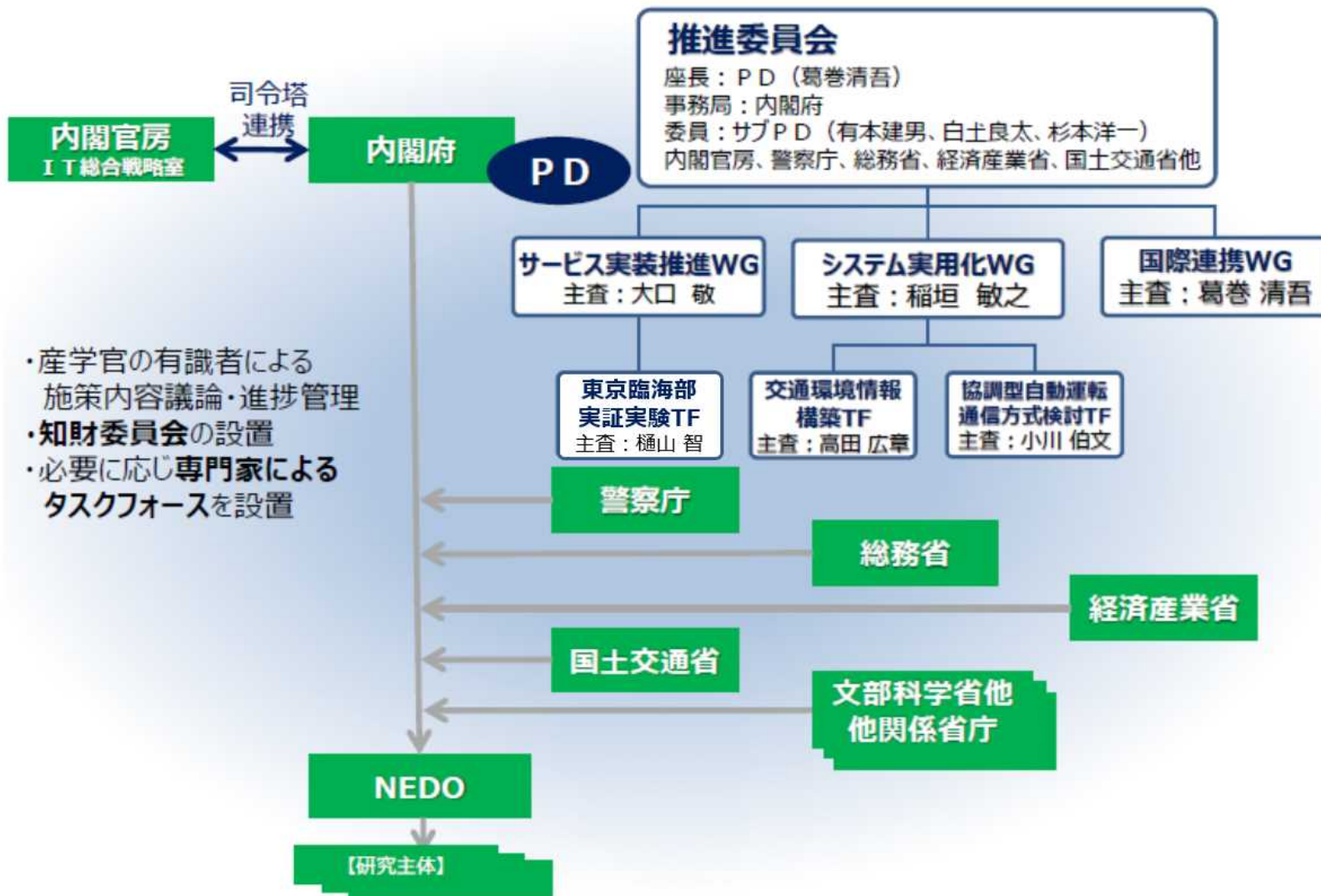
- ✓ 世界的に開発競争が激化する中、自動運転の実用化に向け**協調領域の課題**について**産官学連携**で研究開発を推進。
- ✓ 自動運転の実用化という多くの省庁（警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省（道路行政・自動車安全））に跨がる課題解決のため、CSTIの**司令塔機能**により推進。

自動運転の実用化を**高速道路から一般道へ拡張**するとともに**自動運転技術を活用した物流・移動サービスの実用化**することで交通事故低減、交通渋滞の削減、過疎地等での移動手段の確保や物流業界におけるドライバー不足等の社会的課題解決に貢献し、**すべての国民が安全・安心に移動できる社会**を目指す。



\*SAE (Society of Automotive Engineers) : 米国の標準化団体





---

# 「東京臨海部におけるネットワーク経由での 信号情報提供の実験環境の構築」

## 公募概要

### (提案時の注意事項)



本事業では、2021年度の実証実験に向けて東京臨海部における公衆ネットワーク経由での信号情報提供に係る実験環境の構築、配信等を実施するものである。



## 実施概要

- 臨海副都心地域における信号予定情報等の生成と配信に係る実験環境の構築
- システムへの接続と改修
  - ・ 信号情報等集約サーバへの接続
  - ・ 既設交通管制システムへの接続及び改修
- 対象交差点の選定及び配信期間等の決定
- 実験環境の維持管理
- 実験データの提供

# 本公募による委託事業の基本条件（1 / 2）



	委託事業
事業の主体	N E D O
取得資産の帰属	N E D O
事業成果の帰属	受託者
NEDO負担額	直接経費 + 間接経費 + 消費税
消費税	費用計上対象(10%で計上)
間接経費	中小企業20%、大学15%、大企業10%
その他	研究開発独立行政法人から民間企業への再委託等は、原則、不可。

間接経費の詳細につきましては、N E D Oホームページより、下記URLをご参照ください。

■ 事務処理マニュアル（2021年4月）Ⅷ.間接経費について

<https://www.nedo.go.jp/content/100930481.pdf>

■ 事務処理マニュアル（大学・国立研究開発法人用）（2021年4月）Ⅸ.間接経費について

<https://www.nedo.go.jp/content/100930807.pdf>

## 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、N E D Oが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

### 【参考】

- ・委託事業の手続き：  
約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：  
マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

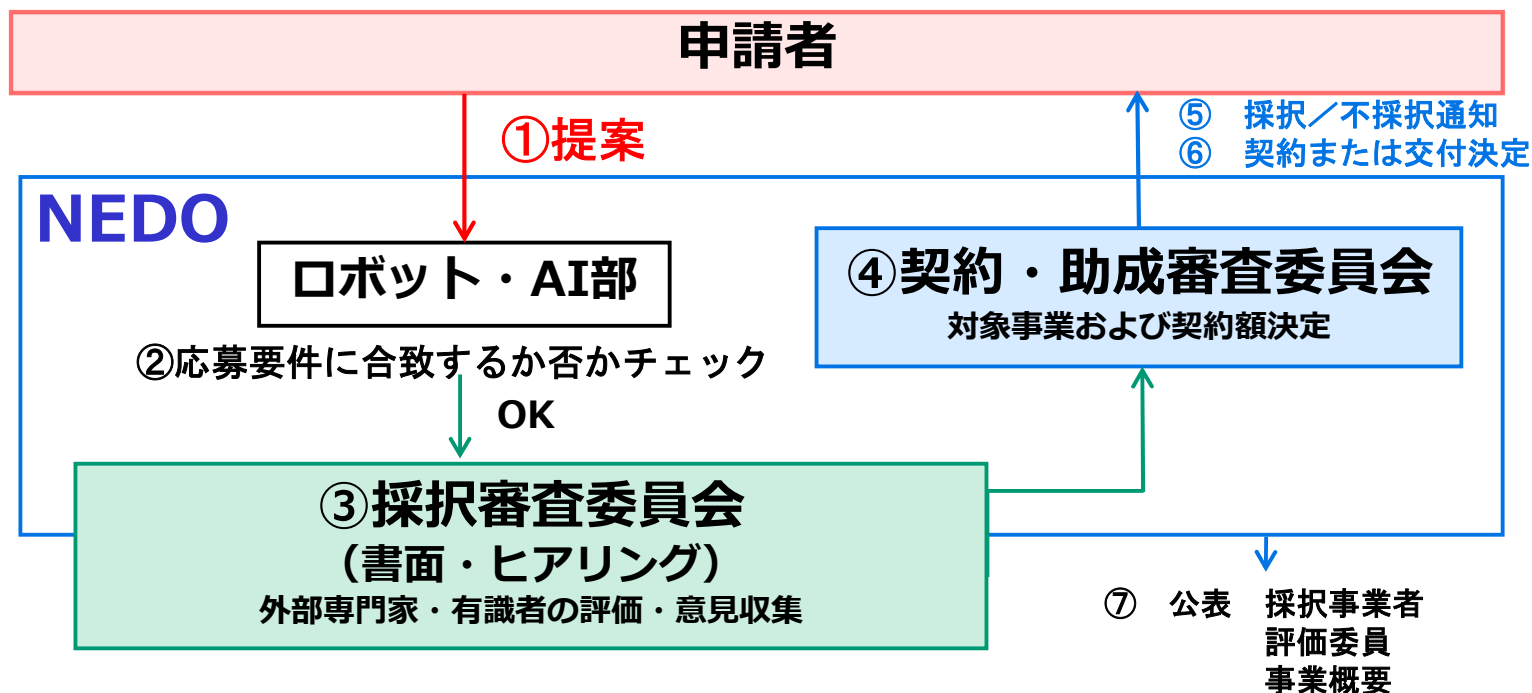
応募資格のある法人は、次の①～⑩までの条件及び本公募要領に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- ① 当該技術又は関連技術の**研究開発の実績**を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に**必要となる組織、人員**等を有していること。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な**経営基盤、資金及び設備**等の十分な管理能力を有し、かつ、**情報管理体制**等を有していること。
- ③ NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を、**委託契約に基づき適切に遂行できる体制**を有していること。
- ④ 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- ⑤ 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- ⑥ 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、**実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化**されていること。
- ⑦ 本邦の企業等で**日本国内に研究開発拠点**を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

- ⑧ ワークショップやSIP成果発表会などの情報発信時には、必要に応じて説明パネル及び英文資料等の作成を行うこと。
- ⑨ 委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼された場合には、対応すること。
- ⑩ 東京臨海部実証実験にかかる事業を受託する「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／東京臨海部実証実験の実施」「同／車線別プローブ等を活用した自動運転制御の技術検討及び評価」「同／狭域・中域情報の収集・統合・配信に係る研究開発」を実施する者と密に連携することができ、必要に応じて実証実験の支援ができること。

## 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の 契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

- 採択審査委員会では書面、ヒアリング審査により外部専門家・有識者からの評価を得ます。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会での評価を踏まえNEDOが定める基準等に基づき、最終的に受託者を決定します。
- 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。



- i. 提案内容がSIPの**目的、目標に合致**しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 提案内容・研究計画は**実現可能**か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- v. 応募者が当該研究開発を行うことにより**国民生活や経済社会への波及効果**は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化に向け、平行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か。等）
- vi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）
- vii. 総合評価



a. 採択結果の公表等について

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

<u>2021年</u>	<u>5月31日</u>	<u>:</u>	<u>公募開始</u>
	<u>6月29日正午</u>	<u>:</u>	<u>公募締切</u>
	<u>7月下旬（予定）</u>	<u>:</u>	<u>採択審査委員会</u> <u>（外部有識者による審査）</u>
	<u>8月上旬（予定）</u>	<u>:</u>	<u>契約・助成審査委員会</u>
	<u>8月中旬（予定）</u>	<u>:</u>	<u>委託先決定</u>
	<u>8月中旬（予定）</u>	<u>:</u>	<u>公表（プレスリリース）</u>

- 提案書（別添 1、別添 2）
- 研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書（詳細は別添 3）
- 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 4）
- NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添 5）
- 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 6）
- e-Rad応募内容提案書（詳細は公募要領 4項(5)）
- 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）  
（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- 直近の事業報告書
- 財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）  
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求められます。）
- NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）  
に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す  
文書
- 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関  
心を示していることを表す資料

## ■ 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## ■ 知財委員会について

知財委員会をNEDOに置きます。知財委員会はNEDO等から執行される研究開発成果に関する論文発表及び特許等の出願・維持等の方針決定のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整を行います。

## ■ 契約に関する合意について

提案書 6. 契約に関する合意 に記載する「代表者氏名」は提案書の表紙に記載の代表者名としてください。

## ■ データマネジメント

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち、【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。

お問い合わせは、下記宛に電子メールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

## 【問い合わせ先】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 木村、田中、鈴木

E-mail : sipadus\_publicoffering@nedo.go.jp

## ■提出期限：

2021年6月29（火）正午（アップロード完了）

## ■提出先：

Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/ffajy76z4gyr>